

千歳市第6期総合計画（原案）

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	平成22年 7月23日（金）～平成22年 8月23日（月） ※郵便の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none">○ 「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等をもれなく記載してください。○ 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。○ 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市企画部企画課（長期総合計画策定担当） 電 話：0123-24-3131（内線446） 0123-24-0439（直通） F A X：0123-22-8852 e-mail：chokei@city.chitose.hokkaido.jp

千歳市第6期総合計画（原案）の概要

※ 詳細は、別添の「千歳市第6期総合計画 基本構想（原案）」及び「千歳市第6期総合計画 基本計画（原案）」をご参照ください。

【序論】

第1章 計画のあらまし

1 第6期総合計画の趣旨 【基本構想（原案）参照頁：1頁】

千歳市は、これまで「総合建設計画」から「新長期総合計画」まで、5期にわたり「総合計画」を策定し、計画的なまちづくりを進め発展してきました。

しかし、今日の市民生活や地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換、自主自立の分権型社会の移行など、大きな変革期を迎え、新たな対応が求められています。

このため、時代の変化に対応しながら持続的な都市の発展と市民生活の向上を目指す「第6期総合計画」を策定し、長期的な展望に基づくまちづくりの指針とします。

2 第6期総合計画の性格と策定の視点 【基本構想（原案）参照頁：1～2頁】

（1）計画の性格

① まちづくりのビジョンを示す計画

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの目標とその取組方向を示しています。

② まちの発展と市民生活の向上を目指す総合的な計画

総合計画は、まちづくりの分野すべてを網羅するものであり、長期展望に立ったまちの発展と市民生活の向上を目指し、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示しています。

③ 市民とともに活動する行動指針となる計画

総合計画は、行政運営のみならず、市民や団体などの活動と連動し、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針を示しています。

（2）策定の視点

① 自主自立のまちづくりを目指す

これまでの社会資本整備や行政サービスの提供のあり方を見直すとともに、本市のまちの特性や資源を生かし、選択と集中による都市経営を進めながら、自主自立のまちづくりを目指す計画としました。

② 市民の満足度を高める

市民アンケートをはじめ、中学生・高校生や各種団体・町内会などからの意見収集、都市経営会議、総合計画審議会、パブリックコメントなどの幅広い市民の参加により得られたまちづくりに対する意見を反映・尊重し、市民生活の満足度を高める計画としました。

③ 取組の成果を測る

市民とまちづくりの目標を共有し、市民と一体となったまちづくりを進めるため、施策ごとに目標を明示するとともに成果指標を設定し、その取組の成果を測ることができる計画としました。

3 第6期総合計画の構成と期間 【基本構想（原案）参照頁：2～3頁】

第6期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、千歳市を取り巻く社会動向や地域の現状・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標、それを実現する政策展開について基本的な考え方を定めたものです。

基本構想の目標年次は平成32年度（2020年度）とします。

(2) 基本計画

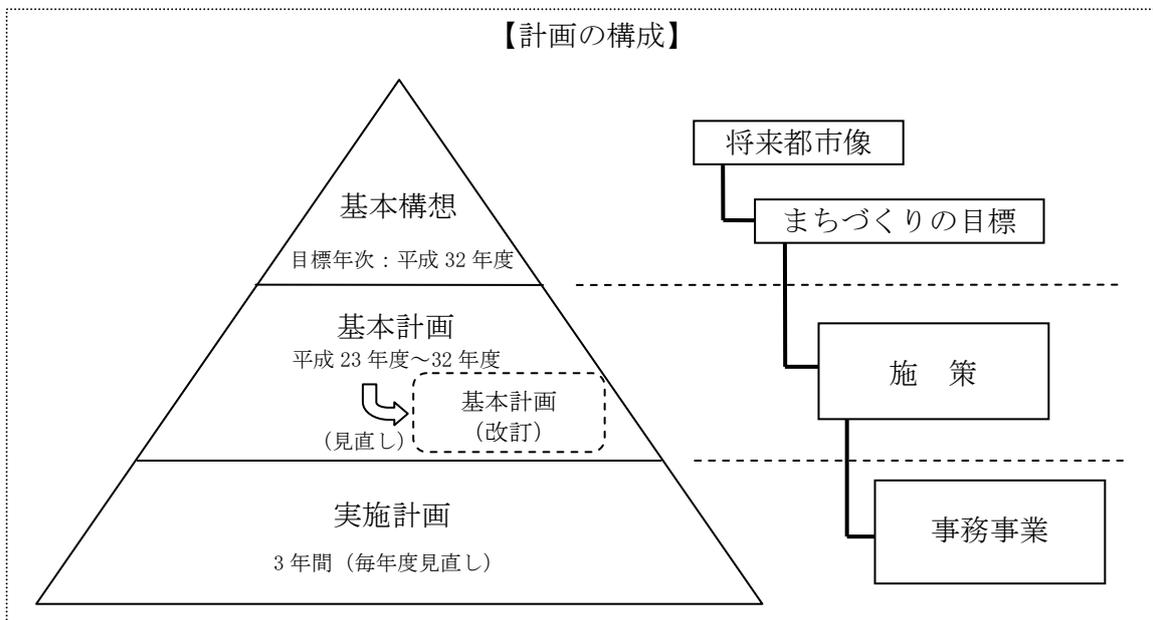
基本計画は、基本構想に示した将来都市像とまちづくりの目標を実現するための基本的施策等を定めたものです。

基本計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、中間年において進捗状況等の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

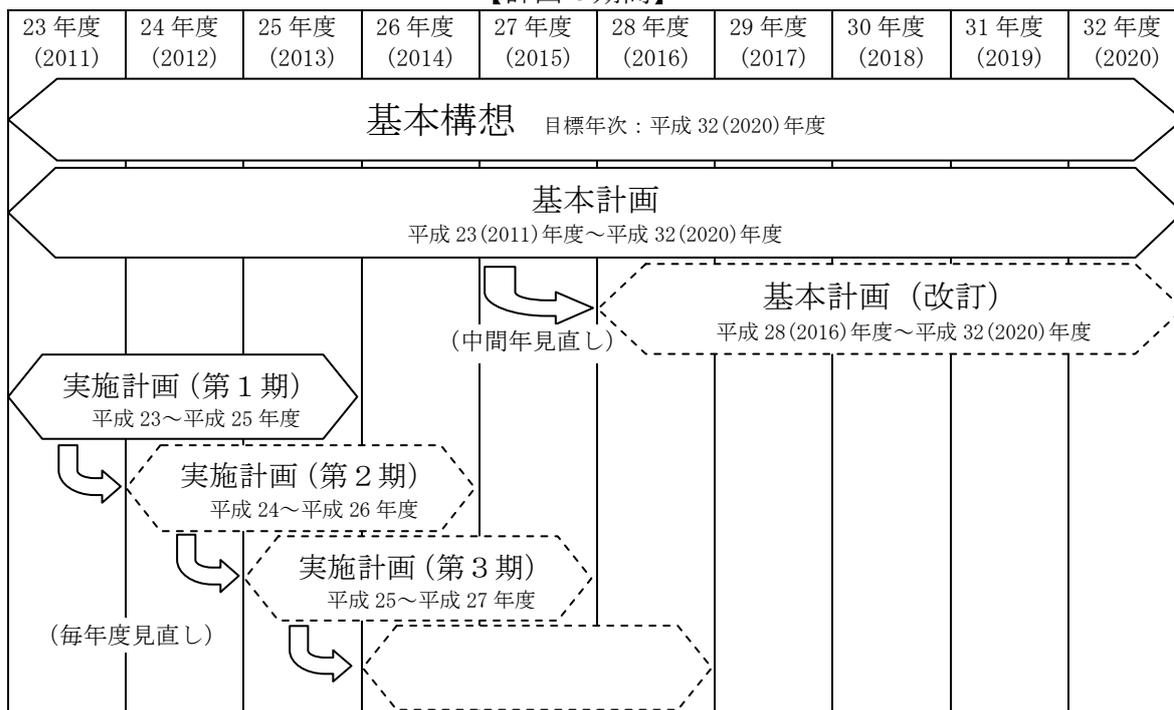
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された基本的施策等を具現化するために必要な事業等を示したものです。

実施計画の計画期間は3年間とし、事業の評価結果や優先度・緊急度及び財政状況等を総合的に判断しながら毎年見直しを行います。



【計画の期間】



第2章 新たなまちづくりに向けて

1 時代の潮流 【基本構想（原案）参照頁：4～6頁】

科学技術の飛躍的な発展により、人々の生活は快適さと利便性の向上が図られていますが、他方、地球的規模、さらには我が国特有の諸課題が発生し、これらはより複雑化しつつあります。

今後の千歳市のまちづくりを考える上で、次のような時代の潮流を意識し、的確に対応していくこととします。

(1) 地球社会

- ① 情報通信の拡大・高速化と物流・交流の国際化
- ② 経済の国際化と構造変化
- ③ 地球環境の保全

(2) 変容

- ① 人口の減少と少子高齢化の進展
- ② 国内経済の低迷と雇用形態の多様化
- ③ ライフスタイルの変化、多様化
- ④ 地域主権型社会への移行

(3) 安心

- ① 社会保障の充実
- ② 医療の確保と健康の増進
- ③ 自然災害と事故・人的災害への対応

2 千歳市の歩みと特性 【基本構想（原案）参照頁：7～11頁】

（1）千歳市の歩み

「千歳」の誕生から現在までについて、主にこれまでの総合計画の取組期間と照らし合わせて整理しています。

（2）千歳市の特性

千歳市が持つ地域の特性を整理しています。

- ① 優れた空・陸の交通拠点機能
- ② 多種多様な企業が立地する工業集積都市
- ③ 道内有数の農業産出地帯
- ④ 特色ある水産業
- ⑤ 豊かな自然環境
- ⑥ 先人が時代とともに築いてきた文化財
- ⑦ 日本有数の防衛施設が所在するまち
- ⑧ 道内一若いまち

3 市民の評価と意向 【基本構想（原案）参照頁：12～14頁】

平成20年9月に市民3,000人を対象に実施した市民まちづくりアンケートの結果から、次の項目について掲載しています。

- ① 住みごころ
- ② 定住意向
- ③ 今後のまちづくりのキーワード
- ④ 千歳市での暮らしについての満足度と重要度

4 まちづくりの課題 【基本構想（原案）参照頁：15～17頁】

これからの千歳市のまちづくりの課題について整理しています。

- （1）少子高齢化と人口減少社会
- （2）地域でお互いを助け合う社会の実現
- （3）地域医療体制の充実
- （4）地球環境との共生
- （5）安全と安心の充実
- （6）学びの意欲と豊かな心の育成
- （7）活力ある産業の創出・育成
- （8）都市機能の充実
- （9）自衛隊との共存共栄
- （10）健全な行財政運営

【基本構想】

第1章 目指す都市像

1 基本理念 【基本構想（原案）参照頁：18頁】

第6期総合計画においては、これまでのまちづくりの足跡と時代の潮流を踏まえ、郷土の更なる発展と住みよさを実感し誇りを持てるまちの実現に向けて、まちの活力が市民との協働により持続し、都市として安定的な発展を続けながら質的な成熟を図っていくことを基本理念とします。

2 将来都市像 【基本構想（原案）参照頁：19頁】

第6期総合計画における将来都市像は、次のとおりとします。

『みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ』

3 将来人口 【基本構想（原案）参照頁：19頁】

第6期総合計画の目標年次である平成32年度の将来人口を95,000人と設定します。

4 土地利用の基本方針 【基本構想（原案）参照頁：20～21頁】

（1）土地利用の基本方向

- ① 環境と経済の調和を基本とし、市民が生き生きと暮らし、各種の産業が展開できる社会の実現を目指し、各地域の特性などを十分に踏まえながら、都市地域・農業地域・森林地域及び自然公園地域ごとに土地利用の質的向上を図ります。
- ② 自然環境の保全を図りつつ、市民の生命及び財産を災害から保護し、安全な生活を確保するための都市基盤の整備について、総合的かつ計画的に進めます。
- ③ 少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりに向けて、教育、医療、商業などの既存の施設や土地などを有効活用し、安定的かつ成熟した都市形成を推進するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制します。

（2）地域類型別の土地利用の基本方向

都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の土地利用の基本方向を示します。

第2章 まちづくりの基本目標 【基本構想（原案）参照頁：22～23頁】

〔第1 あったかみのある地域福祉のまち〕

- ・ 世代や性別、障がいなどに関わらず、すべての市民が主役となり、地域でお互いに支え合いながら、心の豊かさやゆとりある生活が実現でき、安心して暮らし続けられる、あったかみのあるまちづくりに取り組みます。
- ・ 市民一人ひとりが主役となった健康づくりや疾病予防対策を進めるとともに、地域の

医療水準の向上を図りながら、医療体制の充実に取り組みます。

- ・ 高齢者や障がい者が安全に安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを進めるとともに、未来を担う子どもたちの健全な育成を進め、安心して子どもを産み育てることができるように地域全体で子育てを支援するまちづくりに取り組みます。
- ・ 市民が安心して快適な日常生活を送れるよう市民生活の安定を図るとともに、だれもが住み良さを実感し、支え合うコミュニティづくりに取り組みます。
- ・ 男女が性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

[第2 人と地球にやさしい環境のまち]

- ・ 地球温暖化防止に向けて、環境に配慮した行動の啓発を進めながら、環境学習の推進を図り、地球環境の保全と低炭素社会の推進に取り組みます。
- ・ 資源の消費抑制・有効活用による環境への負荷低減及び環境保全を推進するため、資源の有効活用を推進する循環型社会の形成に取り組みます。
- ・ 市民の快適な暮らしを支えるため、豊かな自然環境の保全と環境汚染等の未然防止に努め、生活環境の向上に取り組みます。

[第3 安全で安心して暮らせるまち]

- ・ 市民の生命及び財産を守るため、市民の防災意識の向上や防災訓練への参画を促すとともに、治水の推進を図るなど、あらゆる災害に対応できる総合的な防災対策の強化に取り組みます。
- ・ 地域における防犯や交通安全、子どもや要援護者の安全確保を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組みます。
- ・ 複雑多様化する各種災害への対応力を強化するため消防・救急体制の充実に取り組みます。
- ・ 防衛施設や航空機の飛行、車両の走行等に起因する諸障害については、関係機関との調整を図りながら、その改善に取り組みます。
- ・ 住環境の整備や安全で安定的な水道供給の充実に図るとともに、快適で安全な冬季間の生活・交通環境を確保するため、効果的な除排雪に取り組みます。

[第4 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち]

- ・ 社会の変化と個々のライフスタイルの多様化の中で、市民一人ひとりが時代に柔軟に対応して、自ら課題を解決し、また、学んだ成果を地域で生かす生涯学習のまちづくりに取り組みます。
- ・ 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むため、幼稚園、小中学校、高等学校など、様々な段階における学校教育と生涯にわたる学習ニーズに応じた社会教育の充実に取り組みます。
- ・ 個性を生かした文化の創造やスポーツの振興、貴重な文化財の保護と活用、未来を担う心豊かな青少年の育成を図るとともに、姉妹都市をはじめ国内外の様々な地域との交流を促す環境づくりに取り組みます。

[第5 活力ある産業拠点のまち]

- ・ 経営の安定化や担い手の育成・確保など農林業の振興を推進するとともに、千歳市特有の水産資源の保護と増殖に取り組みます。
- ・ 千歳市が持つ、空港を核とした交通の利便性や立地条件の優位性等を生かし、商業の

振興や流通機能の充実を図るとともに、企業誘致の推進、高度技術産業や新産業の集積に取り組みます。

- ・ 千歳市が持つ特性や資源を生かしながら、多様化するニーズに対応できる観光の振興を進めるとともに、だれもが健康で安心して働くことのできる就業の場の確保と雇用の安定に取り組みます。

[第6 都市機能が充実したまち]

- ・ 長期的な視野に立ち、計画的な土地利用と魅力ある市街地の形成を推進するとともに、まちなぎわいを再生し、だれもが安全で快適な都市生活を営むことができるよう、安定した地域社会の形成を目指し、コンパクトで成熟した都市づくりに取り組みます。
- ・ 空・陸の交通拠点機能に優れた千歳市の特性を生かし、新千歳空港や道路などの交通機能の充実と公共交通の利便性の向上を図るとともに、各種都市機能の充実に取り組みます。
- ・ 緑地の保全と緑化の推進を図り、市民が緑と親しみ、ふれあう機会の確保に取り組みます。

第3章 行政経営の基本目標 【基本構想（原案）参照頁：24頁】

[市民協働による自主自立の行政経営]

- ・ 市民と行政が良きパートナーとしてそれぞれの特性や役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりに取り組みます。
- ・ 地域経済や地域活動、コミュニティの形成に大きな役割を担っている自衛隊と共存し、発展していくことを目指すまちづくりに取り組みます。
- ・ 効率的、安定的な行財政運営や連携による広域行政を推進し、地域主権型社会に対応できる自主自立のまちづくりに取り組みます。

【基本計画】 【基本計画（原案）参照頁：1～137 頁】

基本構想に定めた基本目標に基づき、計画的に取り組む施策を体系的に整理し、記載しています。

第1章 基本計画のあらまし 【基本計画（原案）参照頁：1～6 頁】

- 1 人口の指標
- 2 施策の体系

第2章 まちづくり編 【基本計画（原案）参照頁：7～130 頁】

- 第1節 あったかみのある地域福祉のまち
- 第2節 人と地球にやさしい環境のまち
- 第3節 安全で安心して暮らせるまち
- 第4節 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち
- 第5節 活力ある産業拠点のまち
- 第6節 都市機能が充実したまち

第3章 行政経営編 【基本計画（原案）参照頁：131～137 頁】

市民協働による自主自立の行政経営